



2022年5月13日

各位

会社名 澤藤電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 雅央
(コード番号 6901 東京スタンダード)
問合せ先 総務人事部長 西倉 透
(TEL. 0276-56-7320)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の当社第126回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。なお、書面に記載する事項の範囲は従来と同様といたします。
- (3) 前各項を新設することに伴い、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更内容は次頁のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第3章 株主総会 <削除>

現行定款	変更案
<新 設>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である 情報について、<u>電子提供措置をとる ものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項の <u>うち法務省令で定めるものの全部又 は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して 交付する書面に記載しないことが できる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を 改正する法律(令和元年法律第70号)附 則第1条ただし書きに規定する改正規定 の施行の日である2022年9月1日(以下 「施行日」という)から効力を生ずるものと する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6か月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については、定款第15条(株 主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した 日または前項の株主総会の日から3か 月経過した日のいずれか遅い日後に これを削除する。</p>
<新 設>	

3. 日程

本定款変更は、2022年6月24日に開催予定の当社第126回定時株主総会の決議を経て効力が発生します。

以 上